

別 紙

第 1 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係

平成元年 3 月 1 日付直法 2 - 1 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(簡易課税制度が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例)</u></p> <p><u>1 の 2 法人(消法第 9 条第 1 項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下 3 の 2 までにおいて同じ。)が、簡易課税制度(消法第 37 条第 1 項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定を適用して消法第 45 条第 1 項第 2 号(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。)が適用される課税期間を含む事業年度において、当該法人の行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合で、国内において行った消法第 2 条第 1 項第 12 号(定義)に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。)に係る支払対価の額に 110 分の 10(当該課税仕入れが他の者から受けた同項第 9 号の 2 に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108 分の 8)を乗じて算出した金額(当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額)を当該課税仕入れに係る取引の対価の額と区分して経理をしているときは、継続適用を条件として、当該金額を仮払消費税等の額とすることができる。</u></p> <p><u>(注) この取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め適用についても同様となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 法人が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産（以下「固定資産等」という。）の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等（以下「経費等」という。）の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。</p> <p>(注) ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。</p> <p>(2) 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</p> <p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第 61 条の 4 第 6 項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等（以下「交際費等」という。）に係る消費税等の額は、交際費等の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が当該交際費等の支出に係る取引につき税抜経理方式を適用す</p>	<p>(税抜経理方式と税込経理方式の選択適用)</p> <p>2 法人(消法第 9 条第 1 項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下 3 の 2 までにおいて同じ。)が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該法人の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して法人税の課税所得金額を計算するものとする。ただし、法人が売上げ等の収益に係る取引につき税抜経理方式で経理をしている場合において、固定資産、繰延資産及び棚卸資産（以下「固定資産等」という。）の取得に係る取引又は販売費及び一般管理費等（以下「経費等」という。）の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理方式で経理をしたときは、当該取引については税込経理方式を、当該取引以外の取引にあつては税抜経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算する。</p> <p>(注) ただし書の適用に当たっては、固定資産等のうち棚卸資産の取得に係る取引について、固定資産及び繰延資産と異なる方式を適用した場合には、継続して適用した場合に限りその適用した方式によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 個々の固定資産等又は個々の経費等ごとに異なる方式を適用しない。</p> <p>(2) 消費税と地方消費税について異なる方式を適用しない。</p> <p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第 61 条の 4 第 6 項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等（以下「交際費等」という。）に係る消費税等の額は、交際費等の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が当該交際費等の支出に係る取引につき税抜経理方式を適用す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることとなる場合には、当該交際費等に係る課税仕入れ等の<u>仮払消費税等の額</u>のうち控除対象消費税額等は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>(注) 1 税込経理方式を適用することとなる場合には、交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 税抜経理方式を適用することとなる場合における交際費等に係る課税仕入れ等の<u>仮払消費税等の額</u>のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 <u>(注) 2</u>により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、措置法第 61 条の 4 第 6 項に規定する飲食費に係る金額については、同項の飲食費の額に含まれる。</p> <p>4 控除対象外消費税額等のうち特定課税仕入れ(その支払対価の額が交際費等の額に該当するものに限る。)に係る金額は、本文の「<u>消費税等の額</u>」及び<u>(注) 2</u>の「<u>控除対象外消費税額等に相当する金額</u>」に含まれないことに留意する。</p> <p>(控除される消費税額がない課税仕入れに係る消費税等の処理)</p> <p>14 の 2 <u>消法第 2 条第 1 項第 12 号(定義)</u>に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。)のうち、<u>消法令第 46 条第 1 項各号(課税仕入れに係る消費税額の計算)</u>に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のものに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合 <u>(1 の 2 (簡易課税制度が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例)の取扱いの適用を受ける場合を除く。)</u>であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて法人税の課税所得金額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 1 3 の 2 (1)(注)《仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をし</p>	<p>ることとなる場合には、当該交際費等に係る課税仕入れ等の<u>消費税等の額</u>のうち控除対象消費税額等は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>(注) 1 税込経理方式を適用することとなる場合には、交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 税抜経理方式を適用することとなる場合における交際費等に係る課税仕入れ等の<u>消費税の額</u>のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 <u>2</u>により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、措置法第 61 条の 4 第 6 項に規定する飲食費に係る金額については、同項の飲食費の額に含まれる。</p> <p>4 控除対象外消費税額等のうち特定課税仕入れ(その支払対価の額が交際費等の額に該当するものに限る。)に係る金額は、本文の「<u>交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額</u>」に含まれないことに留意する。</p> <p>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</p> <p>14 の 2 <u>国内において行った消法第 2 条第 1 項第 7 号の 2(定義)</u>に規定する<u>適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第 12 号</u>に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第 46 条第 1 項第 5 号及び第 6 号(課税仕入れに係る消費税額の計算)に掲げる課税仕入れを除く。)に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて法人税の課税所得金額を計算することになることに留意する。</p> <p>(注) 1 3 の 2 (1)(注)《仮受消費税等又は仮払消費税等と異なる金額で経理をし</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た場合の取扱い)の取扱いは、本文の取扱いの適用を受ける場合についても同様とする。</p> <p>2 本文の取扱いによった場合においても、2(《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》)の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</p> <p>3 本文の取扱いは、<u>消法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等</u>が消費令第75条第8項(《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》)の規定の適用を受け、又は受けることが見込まれる<u>場合</u>であっても同様であることに留意する。</p>	<p>た場合の取扱い)の取扱いは、本文の取扱いの適用を受ける場合についても同様とする。</p> <p>2 本文の取扱いによった場合においても、2(《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》)の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</p> <p>3 本文の取扱いは、<u>本文の課税仕入れが国若しくは地方公共団体、消法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等において、</u>消費令第75条第8項(《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》)の規定の適用を受け、又は受けることが見込まれる<u>もの</u>であっても同様であることに留意する。</p>
<p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p>	<p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p>
<p>14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等(消費第2条第1項第12号(《定義》)に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。)<u>のうち、消費令第46条第1項各号(《課税仕入れに係る消費税額の計算》)に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のものを除く。)</u>につき、消費第30条第2項(《仕入れに係る消費税額の控除》)のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消費第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。)</p> <p>(2) 消費第36条第5項(《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》)</p>	<p>14 の3 税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等(消費第2条第1項第7号の2(《定義》)に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消費令第46条第1項第5号及び第6号(《課税仕入れに係る消費税額の計算》)に掲げる課税仕入れを除く。))を除く。))につき、消費第30条第2項(《仕入れに係る消費税額の控除》)のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消費第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。)</p> <p>(2) 消費第36条第5項(《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過の取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において法人が行う課税仕入れ（消法第2条第1項第12号(定義)に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れを除く。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において法人が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過の取扱い(2)…適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第1項(適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)の規定の適用を受ける課税期間を含む事業年度において、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合には、継続適用を条件として、1の2(簡易課税制度が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例)の取扱いの適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

第2 「『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』の一部改正について」 通達関係

令和3年2月9日付課法2-6 「『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』の一部改正について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>経過的取扱い(2)…経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理</u>)</p> <p>法人が、次の(1)又は(2)に掲げる課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。以下経過的取扱い(3)までにおいて同じ。)のうち、消法令第46条第1項各号(課税仕入れに係る消費税額の計算)に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のもの及び次の(3)に掲げる課税仕入れに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合(1の2(簡易課税制度が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例)の取扱いの適用を受ける場合を除く。)には、<u>当該課税仕入れの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該取引に係るこの法令解釈通達による改正後の1(13)(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p>(1) <u>令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において行った課税仕入れ(3)に掲げるものを除く。)</u> 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第132号。以下「平成30年改正令」という。)附則第14条第3項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)の規定による読替え後の令第139条の4第5項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額</p> <p>(2) <u>令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行った課税仕入れ(3)に掲げるものを除く。)</u> 平成30年改正令附則第14条第4項の規定による読替え後の令第139条の4第5項に規定する当該課税仕</p>	<p>(<u>経過的取扱い(2)…適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</u>)</p> <p>法人が国内において行った課税仕入れ等につき、次に掲げる規定の適用を受けられる場合には、この法令解釈通達による改正後の14の2(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)の取扱いは、適用しない。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)附則第52条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号。以下「平成30年改正令」という。)附則第22条第3項又は第4項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定</p> <p>(2) <u>平成28年改正法附則第53条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(平成30年改正令附則第23条第3項又は第4項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額</u></p> <p>(3) <u>令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行った所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)</u> 附則第53条の2(請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置)に規定する課税仕入れ(当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満であるものに限る。) 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(当該課税仕入れが他の者から受けた消法第2条第1項第9号の2(定義)に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8)を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額)</p> <p>(注) <u>この経過的取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め(この法令解釈通達による改正後の14の2(控除される消費税額がない課税仕入れに係る消費税等の処理)の取扱いを除く。)</u>の適用についても同様となることに留意する。</p> <p><u>(経過的取扱い③)…経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理の特例)</u></p> <p><u>経過的取扱い②(経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理)の場合において、経過的取扱い②の取引(経過的取扱い②の③)に掲</u></p>	<p><u>税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定</p> <p>(3) 平成28年改正法附則第53条の2(請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置)の規定</p> <p><u>(1)又は②に掲げる規定の適用を受ける場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第132号)附則第14条第3項(②に掲げる規定の適用を受ける場合にあっては、同条第4項)(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)の規定による読替え後の令第139条の4第5項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の1(13)(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>げる課税仕入れに係るものを除く。)</u>につき、法人が当該取引の対価の額と区分して経理をした金額がないときは、<u>経過的取扱い(2)</u>にかかわらず、当該取引に係るこの法令解釈通達による改正後の1(13)(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額はないものとする<u>ことができる。</u></p> <p><u>(注)1 この経過的取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め</u>の適用についても同様となることに留意する。</p> <p><u>2 この経過的取扱いの適用を受けた場合においても、この法令解釈通達による改正後の2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u></p> <p>(<u>経過的取扱い(4)</u>…控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定に関する経過措置)</p> <p>税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等につき、平成28年改正法附則第53条の2《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の規定の適用を受ける場合におけるこの法令解釈通達による改正後の14の3《控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定》の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) この法令解釈通達による改正後の14の3の「各号に定める金額」には、<u>消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第24条の2第2項《請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲等》の規定による読替え後の消法令第46条第1項第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》に定める金額を含む。</u></p> <p>(2) この法令解釈通達による改正後の14の3(1)に掲げる規定には、平成28年改正法附則第53条の2の規定による読替え後の消法第30条第7項《仕入れに係る消費税額の控除》(ただし書を除く。)の規定を含む。</p>	<p>(<u>経過的取扱い(3)</u>…控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定に関する経過措置)</p> <p>税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等につき、平成28年改正法附則第53条の2《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の規定の適用を受ける場合におけるこの法令解釈通達による改正後の14の3《控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定》の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) この法令解釈通達による改正後の14の3に定める消法令第46条第1項第6号《課税仕入れに係る消費税額の計算》<u>に掲げる課税仕入れには、平成28年改正法附則第53条の2の規定の適用を受ける課税仕入れを含む。</u></p> <p>(2) この法令解釈通達による改正後の14の3(1)に掲げる規定には、平成28年改正法附則第53条の2の規定による読替え後の消法第30条第7項《仕入れに係る消費税額の控除》(ただし書を除く。)の規定を含む。</p>